

浜田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年4月16日

浜田市監査委員 小池 満

浜田市監査委員 岡本正友

令和 6 年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1 監査の種類 地方自治法第199条第4項による定期監査	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の着眼点	1
第4 監査の主な実施内容	1
第5 監査の実施場所及び日程	1
第6 監査の結果	2
1 地域政策部	2
(1) 政策企画課（旧地域活動支援課分を含む）	2
(2) 定住関係人口推進課	3
(3) まちづくり社会教育課（旧地域活動支援課分を含む）	4
(4) 人権同和教育啓発センター（人権同和教育室を含む）	5
2 健康福祉部	5
(1) 保険年金課	5
3 市民生活部	6
(1) 環境課（カーボンニュートラル推進室を含む）	6
(2) 総合窓口課	7
(3) 税務課	7
(4) 資産税課	8
4 金城支所	8
(1) 防災自治課	8
(2) 市民福祉課	8
(3) 産業建設課	9
5 旭支所	9
(1) 防災自治課	9
(2) 市民福祉課	9
(3) 産業建設課	9
6 消防本部	10
第7 総括意見	11

令和 6 年度 定期監査の結果

第 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

第 2 監査の対象

監査対象部課	
地域政策部	政策企画課（旧地域活動支援課分を含む）、定住関係人口推進課、まちづくり社会教育課（旧地域活動支援課分を含む）、人権同和教育啓発センター（人権同和教育室を含む）
健康福祉部	保険年金課
市民生活部	環境課（カーボンニュートラル推進室を含む）、総合窓口課、税務課、資産税課
金城支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
旭支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
消防本部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、浜田消防署、東部消防署、西部消防署

第 3 監査の着眼点

監査に当たっては、浜田市監査委員監査基準に準拠した監査を実施し、財務に関する事務の執行を重点的に検査し、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とした。

第 4 監査の主な実施内容

令和 5 年度歳入、窓口現金の取扱、現金管理方法、出張旅費等の事務手続、行政財産使用許可手続、令和 5 年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）について、抽出により関係書類を照合、監査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取した。

第 5 監査の実施場所及び日程

実施場所 浜田市監査委員事務局

日 程 令和 6 年 9 月 5 日から令和 7 年 2 月 17 日まで

（定期監査実施通知日から本監査実施最終日まで）

第6 監査の結果

監査対象の関係書類を確認したところ、財務事務を主体とする事務執行及び経営に係る事業管理については、概ね適正に行われていたが、一部において、改善（指摘事項）や検討（意見）が必要な事項が認められた。

また、全庁全課に共通する意見をまとめ、第7 総括意見に記載している。この度の監査対象課以外の課ににおいても、同様の事例がないか確認し、適切な事務執行に努めていただきたい。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として、指摘事項や意見の改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 地域政策部

(1) 政策企画課（旧地域活動支援課分を含む）

① 指摘事項

- ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。
- イ 出張命令簿の備考欄（公用車使用）に記載のないものが複数あった。また、訂正箇所に訂正印が押されていないものがあった。
- ウ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていないかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。
- エ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。

② 意見

ア 議決を要する契約案件について

浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事契約については、議会でも報告があったように、当初は議決不要額で契約し、後に議決必要額に変更となったため議決を求め、最終的に議決不要額となった。契約業者に契約者数等の情報を提供している石見ケーブルビジョン株式会社による計上ミスが原因であり、また、個人情報保護の観点から工事数量の積算を市が把握するのは困難とのことであるが、今後、同様の事案が発生するがないよう、契約先との設計及び積算協議におけるチェック機能の強化に向けた方策を検討されたい。

イ リハビリテーションカレッジ島根の支援事業について

学校法人同志舎リハビリテーションカレッジ島根では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家資格の取得など、県西部のリハビリ人材の育成に寄与しているが、現在は、人口減少や学校間競争に伴い生徒の確保が難しくなり、厳しい経営状況にある。本市からは、入学金免除に係る補助や実習費に係る補助を行うなど、生徒確保に向け補助金を交付している。また、法人側も経営改善に向け、留学生確保にシフトし、関係金融機関と定期的に協議を開催しているが、経営改善の根本的な解決には至っていない状況にある。今後も法人の経営状況の把握に努め、経営統合も視野に入れた抜本的な見直しに向けた支援策を検討されたい。

(2) 定住関係人口推進課

① 指摘事項

- ア 変更交付決定の都度、歳入の調定処理が行われていないものがあった。
- イ 収入票が未決裁のまま綴られているものがあった。
- ウ 出張旅費の支払いが適切な時期に履行されていないものがあった。今後は、再発防止に向けてチェックの徹底をお願いする。
- エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。
- オ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。
- カ 資金前渡の精算処理を失念し、処理が遅くなっているものがあった。
- キ 補助金交付申請書及び実績報告書について、訂正箇所に押印又は署名がされていないものが複数あった。
- ク 市事業の補助金の交付決定日が事業期間後になっているものがあった。

② 意見

ア 空き家対策について

空き家の有効活用を目的としている空き家バンク制度については、改修補助金の活用推進などにより登録件数及び契約件数は増加傾向にあり、U・I ターン者等の住居の確保につながっている。しかしながら、高齢化等に伴い、今後も空き家は増加する見込みであり、その対策が課題となっている。関係部署とも連携を図りながら、引き続き、空き家バンクへの登録を促進するとともに、空き家の更なる利活用について検討されたい。

イ 浜田市まちなか交流プラザについて

浜田市まちなか交流プラザは、若者から高齢者まで世代を超えた多様な市民の交流の場として整備され、令和 5 年 7 月に運用を開始している。令和 5 年度の交流プラザの利用者数は、交流スペース、セミナールームとも目標値を超え、多くの市民が利用していることは評価するものである。今後は、交流プラザの利用について、さらに広報・周知に努めていただき、より多くの市民が交流し、地域の活性化に繋がることを期待する。一方で、人件費や賃料等の維持管理に係る経費が発生していることも踏まえ、経済性の観点からの見直しも検討されたい。

ウ 音楽を核とした定住促進事業について

「特定地域づくり事業」を活用して設立した「協同組合 Biz. Coop. はまだ」が、令和 3 年 4 月から派遣業を開始している。この取組は、同組合が県外の音大生等を派遣社員として採用し、派遣先で従事しながら、音楽指導やミニコンサートなどを行うものである。全国的にも珍しい取組であり、取組開始後、16 名が本市に定住しており、一定の成果を上げている。一方で、派遣先の業種が児童福祉事業に限定されていることが課題になっている。派遣社員の希望者を増やすためには、ニーズに応じた派遣先の業種を増やしていくことが重要になるため、同組合と協議のうえ、対応を検討されたい。

エ 浜田国際交流協会について

浜田国際交流協会の令和5年度末の団体会員数は41団体、個人会員数は138人で、減少傾向にある。現在、中国、ベトナム、オーストラリアから計3名の国際交流員を配置し、様々な活動を実施していることは評価するが、今後、さらに活動内容等を市民に周知宣伝することや会員獲得に向けた取組を強化するなど、会員数の増加策を講じ、本市における国際交流の活性化を期待する。

(3) まちづくり社会教育課（旧地域活動支援課分を含む）

① 指摘事項

- ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。
- イ 出張命令簿の命令日、精算欄の記載のないものがあった。
- ウ 出張旅費を支払いしていないものがあった。
- エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。
- オ 前渡資金出納簿の残高欄に記載がないものがあった。
- カ 補助金等明細書について、訂正箇所に訂正印が押されていないものがあった。
- キ 実績報告書の提出が遅いものが複数あった。申請者に要綱に基づいた提出をされるよう指導されたい。

② 意見

- ア 地域づくり振興事業補助金について（防犯灯設置事業、集会所施設関連設備等整備事業他）

町内会等で実施する工事に係る見積書の微取が1者のみの案件が複数あった。できる限り複数業者から見積書を取るよう指導し、工事内容や価格の妥当性を確認されたい。特に、旭地域（今市自治会分）の集会所の倉庫新設において、20万円を超える案件にも関わらず、見積書の微取が特定業者1者のみであったため改善されたい。

また、防犯灯の設置場所については、GIS等で確認しているが、個人宅内と見受けられる箇所に設置されている案件もあり、他市における防犯灯設置基準等を参考にして、明確な設置基準を設定するなど、履行確認による公費負担の妥当性を検証されたい。

イ まちづくり総合交付金について

令和3年度からの5年間の事業期間における制度の中間検証を令和5年度に実施し、「浜田市まちづくり総合交付金制度・中間検証結果報告書」を作成し、「高齢化加算」及び「年少人口加算」についてや備品購入費等の支出項目について検証報告を行い、概ね現状維持との結果が出されている。

今後も、交付金の原資が税金であることを踏まえて、制度の効果や成果が十分上がるよう、所管課として、交付先である地区まちづくり委員会等への適切なサポートや指導を徹底されたい。特に、事業の費用対効果をどのように測定し、成

果を上げていくか検証することで、制度の有効活用と地域の自立した活動につながるよう努められたい。

ウ 地域公共交通関連事業について

人材不足や利用者数の減少により、民間路線バスなどの公共交通の減便・廃止が進む中、高齢者も含めた市民の交通手段の確保に向けて、「浜田市地域公共交通計画」に基づき取組を行っている。代替交通手段として、市生活路線バス、市乗合タクシー、あいのりタクシーや敬老福祉乗車券交付事業による補助制度などの施策を複合的に実施することで、持続可能な地域公共交通を構築されるよう期待する。敬老福祉乗車券については、高齢者の外出支援に有効であり購入額上限の引き上げも行っているが、市民ニーズが高いことから、引き続き市民の要望を聞きながら柔軟な対応に努められたい。

エ まちづくりセンターについて

公民館のまちづくりセンターへの移行に関して、「浜田市まちづくりセンターの評価・検証結果報告書」等の検証結果に基づき、設置目的や事業内容、職員や職務などの15項目について市の方針を示している。

条例に定める、協働のまちづくりの推進や社会教育及び生涯学習の推進という目的を達成するため、報告書等の意見を反映して、業務量が多いセンターへの予算の加算や職員配置数の追加など柔軟な対応方針を示していることは評価する。一方で、公民館のまちづくりセンター化による具体的な効果について、評価項目に追加するなどして検証することを検討されたい。今後も全ての市民が参加できる活動拠点となるよう取組を期待する。

オ まちづくりセンターにおける現金等の管理について

センター使用者による使用料等について、受領後、1週間から1か月程度まとめて収入処理をしており、その間、受領した現金を各センターで保管している。各センターでの現金管理については、鍵がかかる場所で保管することや複数人で確認することなどの指導を所管課で行っているが、今後も引き続き、注意喚起を徹底するとともに、定期的な公金管理状況の確認を、所管課職員が実施するよう検討されたい。

(4) 人権同和教育啓発センター（人権同和教育室を含む）

① 指摘事項

ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。

② 意見

特になし。

2 健康福祉部

(1) 保険年金課

① 指摘事項

- ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。
- イ 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。
- ウ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。
- エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていないかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。
- オ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。
- カ 国民健康保険特別会計の事業勘定から直営診療施設勘定への繰出処理が二度に渡り、誤った処理が行われていた。今後は、このようなことを防ぐために他課との連携を密にして処理されたい。

② 意見

- ア 国民健康保険料水準の県内統一化について

平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、県が財政運営の責任主体を担っているが、同時に各市町村の事務の広域化や効率化の推進、医療費適正化の取組の推進に寄与することなどを目的に、島根県国民健康保険運営方針が策定されている。その運営方針が令和6年3月に見直され、保険料水準の県内統一については、3年後の中間見直し時に向けて議論を進めると記述されている。他県先進地に進め方などを調査し、島根県方式を模索している段階とのことだが、本市としても、保険料水準の県内統一に向け、継続した議論をお願いする。

3 市民生活部

(1) 環境課（カーボンニュートラル推進室を含む）

① 指摘事項

特になし。

② 意見

- ア ごみ減量化とごみ処理経費について

令和2年7月1日からレジ袋が有料化され、プラスチックごみの削減や環境問題への取組を実施する中、令和3年度から令和5年度にかけて、行政区域内人口は3.73%減少し、ごみの排出量は、年間収集量及び年間直接搬入量とあわせて11.67%減少している。しかし、公表されているごみ処理経費の状況によると、歳入と歳出の差額（一般会計負担分）は、令和3年度分が約8億9,600万円、令和5年度分が約8億9,102万円と約498万円、0.56%の減少にとどまっている。ごみ処理に係る固定的な経費が発生することは理解するが、人口推移及びごみ排出量の推移に応じた行政事務のスリム化やコストの削減を図るよう努められたい。

また、不燃ごみ処理場の令和8年4月の民間委託に向けて、安定した施設の運営管理を行える専門性の高い民間事業者選定に向けて取り組むことで、人件費等の経費削減や処理施設の負担軽減を図ることを望む。

イ 脱炭素に向けた取組について

本市では、令和4年9月に「浜田市2050年ゼロカーボンシティ表明」を宣言し、公共施設への再生可能エネルギー導入等を推進するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでおり、今後は脱炭素に向けた取組の進捗状況の数値化も行い、毎年度公表していくとの説明があった。わかりやすく数値化することで市民の理解が深まることが期待されるため、進捗管理や公表の手法など市民にわかりやすいものとなるよう検討されたい。

※ゼロカーボンシティ：環境省の呼びかけに応じ、脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。

（2） 総合窓口課

① 指摘事項

ア 歳入調定について、四半期分ごとに調定処理をしているものがあった。交付決定日に交付決定額全額で調定処理し、四半期分ごとの入金があった際に、収入処理することが望ましい。

イ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。

② 意見

ア 窓口業務における利便性向上の取組について

窓口業務について、キャッシュレス決済の導入や本庁総合窓口課と各支所市民福祉課をつなぐオンライン窓口の試験的導入等、市民サービス向上のために、様々な取組を実施していることは評価する。

今後も、マイナンバーカードの更新作業等、事務量の増加が見込まれるが、市民サービスを第一に考えた窓口業務の向上・改善に向けた取組を進められたい。

（3） 税務課

① 指摘事項

ア 出張命令簿の命令日、精算欄の記載のないものがあった。

イ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。

② 意見

ア 収納事務（滞納整理）について

令和5年度決算について、市税において収納率は前年度より改善しているものの、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料において、現年課税分及び滞納繰越分ともに収納率が前年度より低下しており、昨今の物価高騰等の社会情勢の変化の影響により、納付困難な生活困窮者の増加が懸念されるところである。

市民負担の公平性の観点からも、収納率の向上に向けた取組は不可欠であり、特に、滞納繰越分における大口徴収困難案件を含む長期滞納債権については、回収不能かどうかを慎重に見極めながらも、地方税法第15条の7の規定により3年

の執行停止を活用して不納欠損処理を進めることで、収納率の向上につなげるよう努められたい。

滞納整理の取組については、令和6年4月から本格運用しているオンラインの「預貯金等照会システム」において、金融機関からの回答期間の短縮、滞納者の口座情報の把握、差押の迅速化など一定の効果を上げており、サービス活用による財産調査と差押えによる滞納整理の強化を期待する。

(4) 資産税課

① 指摘事項

ア 前渡資金出納簿が作成されていなかった。

② 意見

ア 適正課税に向けた取組について

県内他市で、令和6年度に固定資産税の課税ミスが発生しているが、本市においては、課税ミスを防ぐため、課税の異動処理をする際、職員2名での確認に加えて、課長、係長によるチェックを徹底しており、他市と同様の事案は発生していないとのことである。

また、令和6年4月から相続登記の義務化が制度化されたことに伴い、登記異動件数が増加している。限られた人員の中で異動処理を誤らないよう、引き続き研修会に積極的に参加するなど職員の専門知識の習得と長期的な人材育成に努められたい。

4 金城支所

(1) 防災自治課

① 指摘事項

ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。

イ 出張旅費の支払いが適切な時期に履行されていないものがあった。今後は、再発防止に向けてチェックの徹底をお願いする。

ウ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。

② 意見

特になし。

(2) 市民福祉課

① 指摘事項

ア 収入票が未決裁のまま綴られているものが複数あった。

イ 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。

- ② 意見
特になし。

(3) 産業建設課

- ① 指摘事項
- ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものが複数あった。
 - イ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものが複数あった。
 - ウ 出張命令簿には記載があるが、出張復命書が作成されていないものがあった。
 - エ 補助金等明細書の精算・通常払欄に支払日の記入のないものがあった。

- ② 意見

ア 美又温泉に関する取り組みについて

美又温泉においては、温泉総選挙 2024 で、「美肌部門」全国第 1 位を獲得しており、令和 5、6 年度には、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用し、地域内の宿泊施設の高付加価値化改修等が行われている。今後は、新たな日帰り入浴施設整備などの再開発事業も計画されており、これを契機に、美又温泉を「美肌のまち浜田」の中核地域として積極的に PR し、更なる観光客の増加や地域の活性化に繋がることを期待する。

5 旭支所

(1) 防災自治課

- ① 指摘事項
- ア 収入票綴りに綴られていない収入票があった。
 - イ 出張命令簿の精算欄に日付の記入のないものがあった。

- ② 意見

特になし。

(2) 市民福祉課

- ① 指摘事項
- ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。
 - イ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。
 - ウ 資金前渡金の収入日前に支払い（立替払い）しているものがあった。

- ② 意見
特になし。

(3) 産業建設課

- ① 指摘事項

- ア 出張命令簿には記載があるが、出張復命書が作成されていないものがあった。
- イ 出張復命書の旅費精算欄に日付の記入のないものがあった。

② 意見

ア 契約に係る事項について

工事契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約が建設工事等130万円未満と規定してある。この規定をもとに契約し、その後、増額変更をする案件が複数見受けられた。当初設計の段階では分からなかった現地の状況や地元の追加要望によるものとの説明であり、やむを得ない状況は理解するが、今後、地元との事前協議や当初発注時の事前精査を徹底するよう努められたい。

イ 山ノ内梨園の利活用について

山ノ内梨園の全体面積30.22haのうち、空き面積が7.81haとなっており、また、梨の出荷量も平成20年度の512トンをピークに、令和5年度は147トンまで落ち込んでいる。異常気象や資材費の高騰など、生産者にとって厳しい状況が続いているが、赤梨は本市の振興作物にもなっているため、出荷量の増加や担い手確保に向けた取組を進められたい。

また、梨園の空き地の利活用として、有機露地野菜の栽培を検討しているとのことだった。本市は、令和5年4月に「浜田市オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農産物の生産拡大を図っており、所管課である農林振興課とも連携のうえ、取り組まれたい。

ウ 浜田市地域交流プラザ休業対策について

浜田市地域交流プラザは、平成21年4月に地域活性化と農業振興を目的にオープンしたが、コロナ禍以降は利用者が減少し、令和6年3月31日をもって指定管理者が撤退し、休業となった。休業後は、複数の事業者と面談したが、今後の方針が示せる状況には至っていないとのことである。休業からすでに1年が経過しているため、施設の利活用について、早急に方向性を決定されたい。

6 消防本部

① 指摘事項

- ア 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていないかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。

② 意見

ア パワーハラスメントに対する取組について

全国的に、消防本部においてパワーハラスメントが多く発生していることが問題となっているが、本市消防本部においては、「ハラスメントセルフチェック」を全職員対象に定期的に実施するなど、ハラスメント対策を重点に、働きやすい職場環境整備を進めている。引き続き、職員が消防行政に安心して専念できるようパワーハラスメント防止の取組を継続されたい。

イ 高機能消防指令センターシステム更新整備事業について

入札の結果、予定価格に対し、落札額が大幅に下がった案件であり、入札業者による価格競争が生じたため、契約価格が下がったのが主な理由である。落札業者による販路拡大のための戦略的価格で落札したことが、価格が大幅に下がった要因であるとのことであるが、行き過ぎた価格競争による価格下落は、ダンピング防止の観点からも留意が必要である。当初設計額に見合う上質で安定的なサービス提供が確保されるよう、事業管理と履行確認を徹底されたい。

ウ 消防団組織について

消防団員数は、令和5年度末で737人となり前年度比で34人減少している。消防団員増加策として、各地域において加入促進の取組を行うとともに、市内で開催されるイベントで市民に対してPRを行っている。また、ケーブルテレビにおいても、消防団加入への呼びかけをするなどの宣伝活動を行っており、その取組は評価する。昨今の全国的に自然災害が多発する状況において、市民の安全安心を確保するためにも、今後の消防団員の増加に期待する。

エ 大量退職に伴う人材育成について

今後10年間で予防事務の経験者の大半が退職し、その後の業務に支障が出ると想定されるとのことである。予防課経験者が在籍する間に、計画的な職員採用と予防事務を扱う人材育成を行い、市民の生命を守る消防行政が、持続的に確保されるよう取組をお願いする。

オ 車両の老朽化対策について

更新計画を基に、はしご車や救急車等の車両整備に計画的に取り組んでいる。予算確保に苦慮している現状が見受けられたが、消防行政は、市民の生命に直結する業務であるため、必要な車両の更新を先送りすることができないよう、今後も適切な予算確保に努められたい。

第7 総括意見

令和6年度に実施した定期監査の結果、全庁全課に共通する意見をまとめ、以下に記載している。この度の監査対象課以外の課におかれても、同様の事例がないか確認し、適切な事務執行に努めていただきたい。

次のとおり総括の意見とする。

1 郵便切手の管理について

各課で保管する郵便切手については、浜田市財務規則第140条の規定により、物品取扱主任は、郵便切手類受払簿を備え記入して管理することとなっている。郵便切手は、現金と同等に保管することが適切であり、基本的に鍵付きの保管庫で保管し、使用の経過が分かる受付簿に記入の上、使用者とは別に確認者が隨時残枚数を確認するよう統一した取扱いを行われたい。

2 資金前渡について

「前渡資金出納簿」が作成されていない課が複数あった。浜田市財務規則第63条に基づき帳簿を作成し、管理をするように改善されたい。令和3年度から郵便切手の購入、管理を各課で行うように変更されており、資金前渡を受け、切手購入する課も増えているため、規則に沿って処理されるよう徹底されたい。

3 公金の取扱い及び公金の管理について

公金の取扱い及び公金管理するにあたり、所管課で長期間保管することは避け、速やかに金融機関に入金することが基本原則である。事故を未然に防止するためにも、複数人で取り扱うことを基本とし、チェックの機能の一層の強化を求める。

また、収入金の取扱いについて、特に出先機関等においては、業務の効率性から収入金を1週間から1か月程度金庫に保管して、その後に入金処理を行っている事案があるが、現金の受け取り後は、速やかに収入処理をするよう努めるとともに、公金の安全な保管・管理を十分に確保するよう、日常的な複数体制での確認に加え、所管課による定期的な確認を実施するなど、引き続き適正な管理に努められたい。

4 隨意契約理由について

随意契約においては、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号までの要件が定められているが、起案文書に記載してある随意契約理由（特に2号随契や6号随契）が適当とは言えないものがあった。「浜田市契約規則」や「浜田市随意契約ガイドライン」などを参照するなどして、地方自治法施行令第167条の2の規定による条項の適正かつ円滑な運用に努められたい。

地方自治体における契約は、原則競争入札で、随意契約は特例的なものであることに留意して、今後も引き続き、契約締結にあたって適正かつ分かりやすい理由の作成、公表をされたい。

5 変更契約について

工事契約や委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約に規定してある建設工事あるいは業務委託金額をもとに契約し、その後、増額変更をする案件が複数見受けられた。当初設計の段階では分からなかった現地精査や地元の追加要望によるなどやむを得ない理由であることは理解するが、十分に説明責任を果たすことができるよう努められたい。公平性や経済性の確保の観点からその運用には十分留意し、安い増額変更につながらないよう注意されたい。

6 補助金の実績報告の内容確認及び金額の確定について

浜田市補助金等交付規則第12条（補助金等の額の確定）の規定に基づき、支出内容の証拠書類の提出を求め、内容を審査し、交付目的に沿って事業が実施されているか、交付対象外の経費が含まれていないか調査を行い、調査内容及び調査結果を決裁権者まで報告することが適切である。

履行確認については、一部、実績報告の提出が遅いものが散見されたため、事前に周知を行い指導を徹底するとともに、必要に応じて現地調査を行うなど、事業の効果をしっかりと確認し、補助金交付団体に対し適切な指導監督を行わみたい。

今後も引き続き、該当する規則、要綱、「浜田市補助金等交付規則」及び「浜田市補助金等交付規則運用基準」等に基づき、適正な補助金の支出が行われるよう取り組まれたい。

7 出張（旅費）の事務処理について

各課の出張命令簿と出張復命書を確認したところ、浜田市職員服務規程第18条の規定に基づき、概ね適正に帰庁した日から1週間以内に出張復命書を作成し報告されていたが、一部旅費の支払い漏れがあった。出張命令簿の支出費目及び精算欄を記載し、支払い漏れのないよう留意されたい。

令和7年4月から、「浜田市職員等の旅費に関する条例」が一部改正されるため、改めて、人事課作成の「旅費の手引き」を参照するなどして、職員が旅費制度について十分理解することで、適正な旅費及び費用弁償の支払いに向けて取り組むよう努められたい。

8 市が事務局を担当する団体の事務処理及び通帳等の管理について

市が事務局を担当する団体が多数あり、通帳と印鑑を保管して事務処理を行っている。現金、通帳の保管については、概ね適正に行われていたが、今後も、管理を厳重にするとともに適正な事務処理と複数体制によるチェックに努められたい。

9 第三セクター及び指定管理施設等における監督、指導の強化について

一部の第三セクターや市の指定管理施設において、経営状況が悪化もしくは改善しない団体、休止している施設が見受けられた。市として、その経営状況を適時、的確に把握して、収支が改善に向かうよう、監督、指導を強化されたい。

また、休止している施設については、早急に施設の利活用策を打ち出し、地域の活性化に繋がるよう期待する。